

富山地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 租税債権存在確認請求事件
国側当事者・国
令和元年9月18日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	河井 克行
同指定代理人	橋本 博文
同	松井 ひとみ
同	上野 綾希子
同	三浦 竜一
同	吉田 大介
被告	亡Y相続財産
同特別代理人	●●

主 文

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録（1）記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、滞納されている租税債権の消滅時効の中断を目的として、死亡した滞納者の相続財産法人である被告に対し、租税債権を有することの確認を求める事案である。滞納処分による差押えが可能な場合に時効中断を目的として租税債権の存在確認の訴えを提起することができるか、原告の主張する時効中断事由が認められるかが争われている。

- 2 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（1）滞納者の死亡及び相続財産法人の成立等

亡A（以下「亡A」という。）は、昭和●●年●●月●●日生まれの男性であり、後記（2）のとおり、原告に対して別紙租税債権目録（2）の租税債務を負っていたが、平成26年2月●●日に死亡した。亡Aの死亡により、相続が開始されたが、同人の相続人全員が相続放棄をしたことにより、亡Aにつき相続財産法人が成立した。なお、相続財産を管理する者は不在であったため、本件訴えの提起に伴い特別代理人が選任された。

（2）租税債権の発生及びその後の滞納額の推移

亡Aは、平成21年3月16日、富山税務署長に対し、納付すべき税額を422万50

00円とする平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。これにより、亡Aは、別紙租税債権目録(2)のとおり、当該確定申告に係る本税422万5000円(以下「本件租税債権」という。)の納税義務を負うことになった。

原告は、被告に対し、平成30年5月31日の時点で、既に納期限を経過した申告所得税本税及び延滞税の合計269万7134円の租税債権を有していた(甲2)。

本件租税債権の額は、令和元年7月4日の時点で、別紙租税債権目録(1)のとおり、既に納期限を経過した申告所得税本税及び延滞税を合計した265万4834円となっている(甲41)。

(3) 亡Aに対する滞納処分の経緯

ア 亡Aの平成20年度分の所得税の確定申告に係る租税債務について、平成26年2月3日までに、38回にわたり、45万円が支払われた。

イ 富山税務署長は、本件租税債権を徴収するために、国税徴収法62条及び67条に基づき、以下の債権につき差押え、取立て及び充当を行った。

(ア) 富山税務署長は、平成23年2月22日、亡Aが株式会社B銀行(取扱店:豊田出張所)に対して有する普通預金及び定期預金の払戻請求権を差し押さえ、普通預金5809円を取り立てて、本件租税債権の本税に充当した。

(イ) 富山税務署長は、同日、亡Aが株式会社B銀行(取扱店:新庄支店)に対して有する普通預金の払戻請求権を差し押さえ、3万6123円を取り立て、本件租税債権の本税に充当した。

(ウ) 富山税務署長は、同日、亡AがC農業協同組合(取扱店:中部支店)に対して有する普通預金の払戻請求権を差し押さえ、13万3157円を取り立て、本件租税債権の本税に充当した。

(エ) 富山税務署長は、平成23年2月23日、亡Aが株式会社D銀行(取扱店:富山駅前支店)に対して有する普通預金の払戻請求権を差し押さえ、6032円を取り立て、本件租税債権の本税に充当した。

(オ) 亡Aは、平成23年3月4日、上記(イ)及び(ウ)の財産差押処分に対し異議申立てを行ったが、富山税務署長は、平成23年6月2日付けで異議申立てを却下する旨の異議決定を行った。

(カ) 富山税務署長は、上記(ア)の定期預金について、満期日の翌日である平成24年2月27日、7万0045円を取り立て、本件租税債権の本税に充当した。

(4) 第二次納税義務者に対する滞納処分の経緯

ア 富山税務署長は、平成23年6月6日、本件租税債権を徴収するため、亡Aの相続人であり、第二次納税義務者であるE(以下「E」という。)に対し、国税徴収法32条1項に基づき、適用条文を同法39条とし、納付すべき金額の限度を1385万5536円、納付の期限を同年7月6日とする納付通知書により、第二次納税義務の告知を行うとともに、同月22日、同法32条2項に基づき、納付催告書による督促を行った。

イ 富山税務署長は、平成26年11月26日、第二次納税義務に係る国税を徴収するため、国税徴収法68条に基づき、Eが所有する土地及び建物を差し押さえた。

(5) 訴えの提起

原告は、本件租税債権の時効中断を目的として、平成30年10月10日、本件訴えを

提起した。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点

- (1) 本件訴えに確認の利益が認められるか(争点1)。
- (2) 本件租税債権の徴収権について督促状の送達及び債務の承認によって消滅時効が中断したといえるか(争点2)。

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1(本件訴えに確認の利益が認められるか)について

(原告の主張)

ア 一般的に、租税債権の実現については、租税債権に自力執行権が付与され、租税債権には民法上の一般的な時効中断効のほか、租税法上特別の中断事由が認められている。しかし、例えば、租税債権が存在しているにもかかわらず、納税義務者が差押えの対象となるべき財産を有していないために滞納処分をすることができず、しかも時効中断の方法である督促も既になされている場合には、一旦中断された時効がその後改めて進行するため、これを中断するには裁判上の請求によるほか的確な法的手段がないことから、このような場合は、国から納税義務者を相手方として時効中断のための租税債権の存在を求める訴えを提起する利益があるというべきである。

本件租税債権について、亡Aは平成26年2月3日の承認後、同月●日に死亡し、その相続が開始されたものの、同人の相続人全員が相続放棄をしたため、現在に至るまで相続財産を管理する者は不在となっている。したがって、本件租税債権の消滅時効を中断させるためには、裁判上の請求を行うよりほかに法的手段がない。

よって、原告は、本件租税債権の時効中断のために、本件租税債権の確認を求める利益を有する。

イ また、主たる納税義務者の租税債権の消滅時効が完成すれば、第二次納税義務の付従性から第二次納税義務者の納税義務も消滅するため、この点からも本件租税債権の存在確認を求める利益があるというべきである。

(被告の主張)

ア 租税債権は、法律上、公定力のある処分で確定することができ、民事裁判手続を経ることなく、滞納処分の手続により強制的に税の徴収をすることができる自力執行力を有しており、かつ、督促や滞納処分には時効中断効も備わっている。したがって、租税債権については、裁判上の手続を求める必要はなく、訴えの利益はないものというべきである。

イ 仮に、租税債権の時効中断のための裁判上の手続を認める場合であっても、本来的には督促や滞納処分等による法律上認められた時効中断の措置を取り得る場合は、当該時効中断の措置を取ればよいのであるから、裁判上の請求により時効中断をする必要はない。また、過去に適切に時効中断の措置を取ることができたにもかかわらず、漫然とこれを看過して、裁判上の請求しか時効中断措置がなくなったという場合も、租税債権者として、取るべき手段を取らなかったことの帰結であるから、例外的な手段としての裁判上の請求による時効中断を許容する必要はない。

本件においては、亡Aの預金口座には、現在でも残高が残っており、平成31年2月3日を経過するまでは、差押えを行うことで時効中断をすることは可能であった。した

がって、原告は、訴訟提起以外に時効中断のための手段が存在したにもかかわらず、これを怠ったのであるから、裁判上の請求による時効中断を認める必要はない。したがって、訴えの利益は認められない。

ウ また、主たる納税義務について消滅時効の期間が満了したとして、第二次納税義務も消滅することとすれば、第二次納税義務が最も効果を発揮すべき時においてその機能が失われることになる。したがって、第二次納税義務に係る租税債権の時効が中断されて存続している限り、たとえ、その間に主たる納税者に対する租税債権の消滅時効の期間が満了していても、第二次納税義務が付従性によって消滅しないと解すれば、原告が本件租税債権の時効中断を求める利益はなくなる。

さらに、被告として積極的に主たる納税義務と第二次納税義務との関係を連帯関係と主張するわけではないが、仮に両者の関係が連帯関係にあると解すると、第二次納税義務に生じた事由は主たる納税義務に及ぶことになり、第二次納税義務について時効中断の措置を取ることによって主たる納税義務についても時効中断の効果が生じることになるから、訴えの利益は認められない。

(2) 争点2 (本件租税債権の徴収権について督促状の送達及び債務の承認によって消滅時効が中断したといえるか) について

(原告の主張)

ア 本件租税債権の法定納期限は、平成21年3月16日であり、その翌日から徴収権の時効が進行するところ、本件租税債権の徴収権の消滅時効は、同年5月19日、亡Aに対する督促により中断した。

督促状は、普通郵便で送達を行う取扱いとなっているところ、本件においては、国税の債権管理の基礎帳票である一件別徴収カードの記載から、同日に督促状を発送したことが確認できるほか、督促状が返戻されたとの事績がないことから、同督促状は亡Aに送達されたことが確認できる。

さらに、本件租税債権の徴収権の時効は、平成23年2月22日、金融機関に対する普通預金及び定期預金の差押えにより中断し、最後の取立ての日である平成24年2月27日をもって、時効の中断事由が終了することから、その翌日である同月28日から改めて時効が進行している。

イ その後、平成26年2月3日、亡Aの承認により中断し(以下「本件承認」という。)、その翌日である同月4日より改めて時効が進行している。

一件別徴収カードの記載内容から、同月3日、日本銀行の代理店である郵便局において、納付書を添えて、亡A名義で、1万円の納付が行われていることが確認できる(甲4)。

国税の納付は、国税通則法施行規則所定の納付書を添えて行うこととされているところ、納付書は、納税者の氏名欄に主たる納税者の氏名が印字された状態で、所轄税務署から主たる納税者に出力交付されるものであり、亡Aにも、所轄税務署から、納税者の氏名欄に同人の氏名が印字された本件租税債権に係る納付書が交付されている。

したがって、上記の1万円の納付は、亡Aの生前にその名義で行われている以上は、亡Aの意思に基づいたものであり、亡Aによる債務の承認として時効中断の効力が生じている。

(被告の主張)

ア 督促は、法律上、滞納処分的前提とされているところ、本件で亡Aに対して、督促状が発送されたこと及び督促自体の処分がなされたことの証明がないといわざるを得ない。原告は、亡A、Eに関する一連の課税関係書類を保存し、本件訴訟でも書証として提出しているにもかかわらず、督促状だけは、写しも、控えも存在しないというのは極めて不自然である。

また、本件では、一旦督促が取り消されているが、その取消処分に関する書類の存在もうかがわれない。督促には、時効中断効があり、滞納処分的前提要件となっている重要な処分であり、一件徴収カードといった容易に改変可能なデータ上だけで管理、決裁しているとは考え難い。

イ 亡Aは平成26年1月27日に自宅の風呂場で転倒して背部及び腰部を打撲してから動けるような状態になかったため、同年2月3日に、亡Aが外出して、郵便局で本件租税債権の支払をしたことは考え難い。また、亡Aは当時アルツハイマー型認知症が相当進行しており、本件租税債権の支払の意味内容を理解できる状態であったのか、第三者に支払を委託できる状態にあったのか疑わしい。そして、E及びEの夫も、亡Aの生前の本件租税債権の支払については関知していないとのことであった。そうすると、平成26年2月3日の支払は、亡Aの意思に基づくものではないから、亡Aが本件租税債権を承認したとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 一件別徴収カードの記載について

ア 国税の督促手段である督促状は、普通郵便で送達を行う取扱いとなっており、督促状が返戻された場合や発付される前に取消しが行われた場合には、一件別徴収カードの「督促返戻(取消)区分」の欄にその旨が表示される(甲31)。

イ 一件別徴収カードの「督促記録」欄には、「督促番号」がFの列に「督促等決議年月日」が平成21年5月18日、「督促区分」が「(1)一般」、「督促返戻(取消)区分」が「(1)取消」という記載及び「督促番号」がGの列に「督促等決議年月日」が平成21年5月19日、「督促区分」が「(2)再発付」という記載があり、同列の「督促返戻(取消)区分」は空欄となっている(甲4)。

ウ 一件別徴収カードの「収納機関」欄に「H」と記載されている場合、郵便局で納付を行ったことを意味し、「収納機関」欄に「I」と記載されている場合、日本銀行若しくは日本銀行代理店である金融機関で納付を行ったことを意味している(甲31)。

エ 一件別徴収カードの「異動記録」欄に、「事実発生日」が平成26年2月3日、「収納機関」が「H」、「データ種類」が「収納」、「二次義務者等納付」欄が空欄、「本税」が1万円という記載がある。

また、「事実発生日」が平成25年12月30日、「収納機関」が「I」、「データ種類」が「収納」、「二次義務者等納付」欄が空欄、「本税」が1万円という記載、「事実発生日」が同月3日、「収納機関」が「H」、「データ種類」が「収納」、「二次義務者等納付」欄が空欄、「本税」が1万円という記載、「事実発生日」が同年11月5日、「収納機

関」が「H」、「データ種類」が「収納」、「二次義務者等納付」欄が空欄、「本税」が1万円という記載及び「事実発生日」が同年10月3日、「収納機関」が「H」、「データ種類」が「収納」、「二次義務者等納付」欄が空欄、「本税」が1万円という記載がある。

(甲4)

(2) 平成26年2月3日前後の亡Aの心身の状態について(甲37、乙5から7(枝番含む。))

ア 亡Aは、平成24年5月4日当時、J病院(以下「J病院」という。)において、「アルツハイマー型認知症」を患っていると診断されていた。

イ 亡Aは、本件租税債権について、平成25年10月3日、同年11月5日、同年12月3日及び同年12月30日と毎月約1回の頻度で定期的に1万円を納付していた。

ウ 亡Aは、平成26年1月29日、一昨日に風呂場で転倒して臀部から腰痛があると訴えていたが、歩行は何とか可能であった。

エ 亡Aの娘で同人と同居していたEは、同年2月1日、J病院に電話をし、対応した者に対し、「(亡Aは)転倒してから痛みが強く起きられない。私たちは商売をしているので、日中は一人になるので入院させてほしい。」と大声で話した。Eは、整形外科の入院ベッドはないこと及び入院は医師の診断によることを告げられると、亡Aが入院できないことに対して話をしても聞いてもらえないほど怒った様子であった。

オ 亡Aは、同月2日に通院した際、腰痛があり歩けないと申告した。

カ Eは、同月5日、主治医意見書の作成を依頼するためJ病院を訪ね、亡Aが今は動くことができないこと、家の中を這って動くこともできないこと及び排せつは尿瓶を使用していることを述べた。同病院では現在満床で入院の受け入れができない旨を伝えられると、Eは亡Aが入院できないことへの不満を大声で話した。

キ 亡Aは、同月6日からKショートステイでのショートステイを利用した。

Kショートステイの「利用事前調査表」には、亡Aは、「歩行」が「全介助」とされ、「使用器具など」として「杖」、「車椅子」が必要とされている。「食事」は「自立」、「言語障害」は「無」とされている。

ク 亡Aは、同月6日から●日まで、Kショートステイを利用したが、同月●日に、急性循環不全によって突然死に近い形で死亡した。

(3) 亡Aの財産

亡A名義の預金として、C農業協同組合中部支店の口座に4503円、D銀行富山駅前支店の口座に219円が存在している(調査囑託の結果)。

2 争点1(本件訴えに確認の利益が認められるか)について

(1) 租税債権について、時効中断の一方法としての督促が既になされている場合、それにより一旦は中断された時効がその後改めて進行しており、これを中断するには、裁判上の請求によるほか的確な法的手段がないようなときには、国から納税義務者を相手方として時効中断のための租税債権の存在確認を求める訴えを提起する利益があると解するのが相当である。

ア 本件では、認定事実(3)のとおり亡Aは差押えの対象となる財産を有しており、本件訴え提起時には差押えによる時効中断を行うことは可能であったが、本件口頭弁論終結時においては、もはや本件訴え以外に時効を中断させるための手段は残されていない以上、確認の利益は認められるというべきである。

被告は、過去に適切に時効中断の措置を取ることができたにもかかわらず、漫然とこれを看過して、裁判上の請求しか時効中断の措置がなくなったという場合も、租税債権者として、取るべき手段を取らなかったことの帰結であるから、例外的な手段としての裁判上の請求による時効中断を許容する必要はないと主張する。

しかし、原則として租税債権について国の側から民事訴訟を提起する利益が否定されるのは、公法上の債権がその性質上当然に民事訴訟に親しまないことによるものではなく、国が民事訴訟法上の強制執行によるまでもなく滞納処分によって租税を徴収することができることによるものと解される。そうであれば、時効中断のための特別の必要がある場合には国の側から民事訴訟を提起する訴えの利益は何ら否定されないところ、被告が主張する事情をもって原告の裁判上の請求を制限する根拠とすることはできない。

イ 第二次納税義務は、主たる納税義務者からの租税の徴収が不可能である場合にこれに代わる義務を負担させる制度であり、主たる納税義務との関係で保証債務類似の性質を有するものと解される。

被告は、第二次納税義務について時効中断の措置を取ることが可能であることを指摘するが、第二次納税義務は、主たる納税義務より範囲が限られる（国税徴収法34条、35条、36条1号から3号、37条から39条、41条）等、主たる納税義務とは異なるものであるから、主たる納税義務が時効消滅した場合の第二次納税義務の帰趨は、主たる納税義務についての租税債権の確認の利益の判断に影響を及ぼすものではない。

また、第二次納税義務に対する時効中断の効力は主たる納税義務には及ばないと解され、被告の主張はいずれも採用できない。

(2) したがって、原告には、本件訴えによって本件租税債権の確認を求める利益があるというべきである。

3 争点2（本件租税債権の徴収権について督促状の送達及び債務の承認によって消滅時効が中断したといえるか）について

(1) 督促状は、認定事実(1)アのとおり、普通郵便で送達される取り扱いとなっている。督促状が普通郵便に附されて発送された場合、配達されないで返戻された旨の記載が一件別徴収カードにないときは、返戻されなかったというほかなく、当時郵便業務が正常に行われていなかった等の反証がない以上は、亡Aに督促状が到達したと推認すべきである。

本件では、一件別徴収カードの「督促等決議年月日」が平成21年5月19日の列の「督促返戻（取消）区分」は空欄となっており、配達されないで返戻された事実を示す資料は存在しない。また、他に反証もない以上、遅くとも発送から数日後に亡Aに督促状が到達したと認められ、これによる時効中断は認められる。なお、一件別徴収カードは、徴収職員が職務上作成する国税の債権管理の基礎帳票であるところ、権限なく改変等がされたことをうかがうに足りる事情はない。

(2) 一件別徴収カードには、亡Aが、平成26年2月3日に郵便局において本件租税債権に係る納税義務の履行として1万円を納付したという記載があるところ、被告は、亡Aが当時郵便局で納税できる状態ではなかったとして、同日の納付は亡Aの意思に基づくものではないと主張する。

しかし、亡A以外に本件租税債権の納税を行う者は考えられず、同日の納付は亡A又は亡Aの意思を受けた第三者によって行われたものと推認される。

確かに、亡Aは、同年1月27日に自宅の風呂場で転倒し、腰部等を打撲した。しかし、同月29日におけるJ病院での診断では歩行は可能であるとされており、同年2月2日には亡Aが同病院に通院している。そして、E及び亡Aは、同病院に対して、亡Aが腰痛のため動くことができないと申告しているが、認定事実(2)の経緯によれば、特にEにおいては亡Aの入院を同病院が受け入れてくれないことに強い不満を感じていたことがうかがわれ、亡Aを入院させるため実際の症状よりも重いものと申告した可能性もあるから、同申告に基づいて亡Aの症状を認定することはできない。したがって、同月3日の時点において、亡Aが杖を用いるなどして歩行をすることが不可能であったとまでは認められない。

そして、本件租税債権に係る税金の納付は従前から亡Aによって行われてきたところ(甲37)、亡Aは、アルツハイマー型認知症に罹患していたが、認定事実(2)イのとおり、平成25年12月30日まで毎月約1回の頻度で定期的に1万円を納付している。このように、亡Aにとって上記税金の納付は習慣的な行為となっていたと思われ、アルツハイマー型認知症であったことをもって亡Aが納付を行っていないとは断じ難い。

質問てん末書(甲37)では、Eが、自身及び自身の夫が本件租税債権について税金の納付を行ったことはないと供述している。確かに、平成26年2月3日より前の納付は亡Aが自ら行っており、EとEの夫がそれまで納付を行ったことがなかった。しかし、同日の時点で亡Aに言語障害はなく(認定事実(2)キ)、亡A自身が納付のため郵便局に行けないためE又はEの夫に亡Aが依頼し、E又はEの夫が依頼を受けて納付を行ったが、Eらがそれを本件租税債権についての税金の納付と認識していなかった可能性もある。よって、上記供述をもって同日の納付が亡Aの意思を受けたE又はEの夫によるものでなかったとも断じ難い。

(3)したがって、本件租税債権について、平成21年5月19日頃の督促状の送達及び平成26年2月3日の承認によって消滅時効が中断したといえる。

第4 結論

よって、原告の請求には理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

富山地方裁判所民事部

裁判長裁判官 和久田 道雄

裁判官 吉田 祈代

裁判官 岡本 健太郎

別紙 省略